

目 次

○第1号（11月29日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて	5
日程第 4 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて	6
日程第 5 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告につ いて	7
日程第 6 議案第59号 平成30年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル 化設置工事請負契約の変更について	8
日程第 7 議案第60号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	10
日程第 8 議案第61号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正 する条例	13
日程第 9 議案第62号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	14
日程第10 議案第63号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）	16
日程第11 議案第64号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算（第2号）	18
日程第12 議案第65号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算（第2号）	19
日程第13 議案第66号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）	21

町長挨拶.....	2 2
閉 会.....	2 3

平成30年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成30年11月29日（木曜日）

議事日程 第1号

平成30年11月29日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

（報告・質疑）

日程第 4 報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

（報告・質疑）

日程第 5 報告第 8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

（報告・質疑）

日程第 6 議案第59号 平成30年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の変更について

（提案・質疑・討論・表決）

日程第 7 議案第60号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・討論・表決）

日程第 8 議案第61号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・討論・表決）

日程第 9 議案第62号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・討論・表決）

日程第10 議案第63号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

（提案・質疑・討論・表決）

日程第11 議案第64号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（提案・質疑・討論・表決）

日程第12 議案第65号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

（提案・質疑・討論・表決）

日程第13 議案第66号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

（提案・質疑・討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５人）

1 番	富 岡 大 志 君	2 番	大 林 裕 子 君
3 番	金 谷 康 弘 君	4 番	五十嵐 善 一 君
5 番	柴 崎 徳一郎 君	6 番	竹 内 憲 明 君
7 番	高 山 武 尚 君	9 番	坂 田 一 広 君
1 0 番	飯 島 衛 君	1 1 番	岩 崎 信 幸 君
1 2 番	平 形 薫 君	1 3 番	山 畑 祐 男 君
1 4 番	小 池 春 雄 君	1 5 番	岸 祐 次 君
1 6 番	馬 場 周 二 君		

欠席議員（１人）

8 番	村 越 哲 夫 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長	石 関 昭 君	副 町 長	堤 壽 登 君
教 育 長	大 沢 清 君	総務政策課長	高 田 栄 二 君
財 務 課 長	高 橋 淳 巳 君	町民生活課長	福 島 良 一 君
健康福祉課長	米 沢 弘 幸 君	産業建設課長	石 田 哲 保 君
会 計 課 長	大 澤 弘 幸 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小 林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 島 繁	主 事	田 中 美 帆
---------	-------	-----	---------

議 長（馬場周二君） おはようございます。早朝より大変ご苦労さまです。

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議 長（馬場周二君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成30年第2回吉岡町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議 長（馬場周二君） 町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。
石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変お世話さまになります。

平成30年第2回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日は、臨時議会が議員各位の出席のもと開会できますことに心から感謝を申し上げます。

12月定例会を間近に控え、慌ただしい時期になりましたが、臨時会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会では、吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う議案7件及び平成30年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の変更に
ついての8つの議案と報告の3件を合わせて11件を上程させていただきました。何とぞ
慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

どうか議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、開会に当たり
ましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

議 長（馬場周二君） これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（馬場周二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において2番大
林裕子議員、3番金谷康弘議員を指名します。

日程第２ 会期の決定

議 長（馬場周二君） 日程第２、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日限りと決定します。

なお、会期日程は配付の表のとおりです。

日程第３ 報告第６号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（馬場周二君） 日程第３、報告第６号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

報告第６号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、公用車を運転していた職員に生じた交通事故について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させます。

議 長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 本事案は、裏面の専決処分書のとおり、損害賠償の額５万１，１０６円、損害賠償の相手方及び住所、氏名ともに記載のとおりでございます。

事故の状況でございますが、平成３０年８月１４日午前１１時３０分ごろ、吉岡町大字下野田４７２番地、吉岡町文化センター北の町道において、職員が公用車で帰庁時に交差点を左折しようと減速していたところ、対向の相手方の車が大きく内側に右折してきたため、危険を感じて停車したのですが、町公用車の前部右側に相手方車の前部右側が衝突し、そのまま相手方車が前進したため、数メートル後方に押し戻された事故でございます。

この度、町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立いたしまして和解となりましたので、ここにご報告するものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金５万１，１０６円を支払う義務

があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認いたしました。

本事案は、交通事故を避けようとしたにもかかわらず衝突されてしまった事故ではございますが、本人には改めて注意喚起を促したところでございます。今後、職員の交通事故防止や安全運転の徹底には一層努めてまいりたいと考えております。

なお、事故の過失割合は、町が10%となりまして、損害賠償金は、町が加入しております全国自治協会の公有自動車共済から全額支払われました。

以上、補足説明といたします。よろしく願いいたします。

議 長（馬場周二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（馬場周二君） 日程第4、報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について報告をいたします。

本事案は、交通指導員の職務中に生じた事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、町民生活課長より説明させます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

本事案は、別紙専決処分書のとおり、1、損害賠償の額4,676円、2、損害賠償の相手方、住所、氏名ともに記載のとおりでございます。

事故の状況でございますが、平成30年10月7日、午後3時ごろ、文化センターの北

西付近、文化センター前の道路と道路町道宮下8号線が交差する十字路で、ふるさと祭り
で歩行者専用道路として規制中の文化センター前の道路に車両が進入しようとしているも
のと判断を誤り、交通指導員が指導棒で車両右側の前ドアのモールを傷つけてしまったも
のでございます。

原因につきましては、交通指導員が業務遂行中に業務に集中した余り、過剰な交通指導
になり、今回の事故に至ってしまったものでございます。

なお、全ての交通指導員に対しまして、交通指導の方法等をいま一度確認していただく
とともに、安全を優先する交通指導に心がけるよう、図ったところでございます。

次に、このたび、町と損害賠償の相手方との当事者間で示談が成立し和解となりました
ので、ここに報告させていただくものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金4,676円を支払う義務があ
ることを認めまして、これを相手方の指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、
債務関係がないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金は、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払いが
されます。

以上、補足説明でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（馬場周二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議 長（馬場周二君） 日程第5、報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告に
ついてを議題とします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

報告第8号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、町道管理に起因する事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項
の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報
告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額5万6,786円、損害賠償相手方は、住所、氏名とも記載のとおりでございます。

事故の状況であります、平成30年7月26日、午前10時ごろ、吉岡町大字上野田983付近の町道について、派遣契約を結んでいるシルバー人材センターの道路作業員が草刈り機を使用して作業をしていたところ、草刈りに伴う飛び石によって自宅に駐車していた軽トラックの車体右側側面ガラスを破損させたものであります。

原因としては、草刈り機につける防護ネットの使用を不注意から取りつけず作業をしてしまったものでございます。町としては、これまでも注意喚起を促し指導してきたところではありますが、また引き続き強力な注意喚起をしていきたいと考えております。

このたび、町と損害賠償の相手方との当事者間での示談が成立し和解となりましたので、ここにご報告するものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金5万6,786円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権、債務関係がないことを確認しました。

なお、損害賠償金額5万6,786円は、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険から支払われています。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（馬場周二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結します。

日程第6 議案第59号 平成30年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の変更について

議長（馬場周二君） 日程第6、議案第59号 平成30年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の変更についてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号 平成30年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本工事につきましては、平成30年第1回臨時会において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決をされた契約について、変更したいため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては町民生活課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をいたします。

平成30年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事の請負契約について、議会の議決を経た本工事の契約の金額を戸別受信機の整備を当初の計画より早く進めるため、当議決に係る契約金額、金9,482万4,000円を金1億801万5,120円に改めるものでございます。

本工事の変更内容であります。当初の計画では戸別受信機の交換台数を250台としていましたが、147台増の合計397台とするものでございます。

また、工期につきましても、議決の日から平成31年2月28日までを平成31年3月22日までに変更するものでございます。

なお、今回の変更により、進捗率は全体の26%となります。

以上、町長の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第59号 平成30年度吉岡町防災行政無線放送施設デジタル化設置工事請負契約の変更についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第7、議案第60号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第60号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明を申し上げます。

去る8月10日、人事院が国会及び内閣に対し、国家公務員の給与の改定について勧告しました。これを受け、政府は給与関係閣僚会議等における検討の結果、11月6日に人事院勧告どおり、本年度の国家公務員の月例給及び勤勉手当の引き上げを閣議決定されました。

地方公共団体においては、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処することとの地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づき技術的助言が国、県から示されました。

本議案は、吉岡町においても官民較差の是正を求めた人事院勧告に準ずるため、職員の給与に係る条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、ご説明をさせていただきます。

本議案の改正の主な内容といたしましては、勤勉手当の支給率及び職員給料表の水準の引き上げ、宿日直手当の支給限度額の見直しに係る改正でございます。

それでは、初めに新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

最初の1条による改正です。こちらの1ページをごらんください。

こちらに19条、宿日直手当の支給限度額1回につき4,200円を4,400円に改めます。

また、次の段の第21条第2項勤勉手当の支給率の改正でございます。官民給与の較差から見ますと、民間の給与割合が4.46月に対しまして、公務員の支給月数は4.40月と0.06月分の差があるとされております。これに伴いまして、年間一時金支給割合を0.05月分引き上げる改正となります。新旧対照表の引き続き1ページ目の中段において、0.05月分の引き上げとなるよう、一般の職員の支給率を100分の90から100分の95に、特定幹部職員にあっては100分の110から100分の115に、再任用職員につきましては100分の42.5から100分の47.5に、再任用職員で特定幹部職員該当者にあっては100分の52.5から100分の57.5に引き上げます。

この勤勉手当の支給率等の改正は本年12月期に適用されるものでございます。

次に、2ページから11ページまでは吉岡町職員給料表の改正でございます。官民較差に基づく給与水準の改正で、民間初任給との格差是正のため、若年層に適用される月例給について1,500円程度の引き上げ、その他についてはそれぞれ400円の引き上げを基本に、平均0.16%の引き上げを行っております。

2ページから11ページまでの別表をごらんいただきますと、1級の各号当たりの引き上げ額は500円から1,500円、2級につきましては400円から1,300円、3級につきましては400円から1,100円、4級につきましては400円から1,000円、5級につきましては400円から900円、6級では400円から700円となります。

例えば、4ページ中ほどの1級の、1級ですから一番左側ですね。1級の25号は大卒の初任給となりますが、現行の17万9,200円が、改正後は18万700円で1,500円の引き上げとなりまして、そのまま右にずれて見ていただき、表の1番右側の6級25号で、現行の36万7,300円から改正後は36万7,700円と400円の引き上げとなります。

この別表については平成30年4月から遡及適用される給料表でございます。

続いて、新旧対照表、第2条による改正、1ページをごらんください。この11ページあるので、それが終わった後に添付させていただいております。

第20条、期末手当の改正です。6月期と12月期の支給率を合算いたしまして二分したもので、年間の支給率は変わりません。6月期及び12月期の支給率は同一で、一般の職員は100分の130に、特定幹部職員にあっては100分の110、再任用職員については100分の72.5に、再任用職員で特定幹部職員該当者にあっては62.5に改

正をいたします。

続いて、第21条、ページをはぐっていただきますと、第1条による改正によりまして、第21条、勤勉手当の支給率の改正です。第1条による改正により、平成30年12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げるわけですが、その0.05月分を振り分けいたしまして平成31年6月期以降、現行より0.025月分ずつ引き上げて支給するための改正となります。それぞれ0.025月分の引き上げとなるよう、第1条で引き上げた一般職の職員の支給率を100分の95から100分の92.5に、特定幹部職員にあつては100分の115から100分の112.5に、再任用職員については100分の47.5から100分の45に、再任用職員で特定幹部職員該当者にあつては100分の57.5から100分の55に改正をいたします。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして議案書の6ページをごらんください。

下のほう、下段の附則第1条第1項です。この一部改正条例の適用期日に関する規定でございます。前段でこの一部改正条例を公布の日から施行するとし、第2条による改正は平成31年4月1日から施行するとしております。

附則第1条第2項については、一部改正条例第1条中、宿日直手当の支給及び給料表の水準の引き上げを平成30年4月1日にさかのぼり適用させるものでございます。

7ページをごらんください。

附則第2条については、平成30年4月から改正前の給与条例に基づいて支給されている給与については、今回の改正の給与の内払いであったということを規定するものでございます。今回、給料表の水準と勤勉手当の支給率の引き上げをお願いするわけですが、吉岡町の給与水準、ラスパイレス指数については、平成30年4月の時点で試算値が99.1となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第60号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第8、議案第61号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案を申し上げます。

議案第61号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に準じて、特別職の期末手当の改定をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明させていただきます。

本議案は、一般職の給与改定に準じ、特別職の職員の期末手当を0.05月分引き上げる改正をするものでございます。

人事院勧告は勤勉手当の引き上げを勧告していますが、特別職及び議員には勤勉手当はありませんので、職員の勤勉手当を期末手当に置きかえ、職員と同様に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づき説明させていただきます。

新旧対照表、第1条による改正をごらんください。

第4条第2項の期末手当の支給率ですが、本年12月期で0.05月分の引き上げとな

るよう、支給率を１００分の２２７．５から１００分の２３２．５へ引き上げます。

続いて、新旧対照表をはぐっていただきまして、第２条による改正をごらんください。

第４条第２項の期末手当の支給率ですが、一部改正条例第１条による改正の平成３０年１２月期０．０５月分だった引き上げ分を平成３１年６月期、１２月期に振り分けるための改正でございます。６月期の支給率１００分の２１２．５、１２月期の支給率１００分の２３２．５をともに支給率１００分の２２２．５に改定いたします。この期末手当支給率の改正は平成３１年４月１日以降に適用されるものでございます。

続きまして、議案書をごらんください。

附則につきましては、この一部改正条例の適用期日に関する規定でございます。この一部改正条例を公布の日から施行いたしまして、一部改正条例第１条の改正による期末手当の支給率を平成３０年１２月期に適用いたします。そして、第２条による期末手当の支給率の改正を平成３１年４月１日から適用するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第６１号は、吉岡町議会会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第６１号 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第６１号は原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第６２号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第 9、議案第 6 2 号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第 6 2 号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、吉岡町職員の給与改定に準じて議会議員の期末手当の改定をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長より説明させます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明させていただきます。

本議案は、一般職の給与改定に準じ、特別職と同様に議会議員の期末手当を 0. 0 5 月分引き上げ改正するものでございます。

それでは、初めに、新旧対照表の第 1 条による改正の 1 ページをごらんください。

第 6 条第 2 項の期末手当の支給率ですが、本年 1 2 月期で 0. 0 5 月分引き上げとなるよう、支給率を 1 0 0 分の 2 2 7. 5 から 1 0 0 分の 2 3 2. 5 に引き上げます。

ページをはぐっていただきまして、続いて新旧対照表の第 2 条による改正をごらんください。

第 6 条第 2 項の期末手当の支給率でございますが、特別職と同様に一部改正条例、第 1 条の改正の平成 3 0 年 1 2 月期 0. 0 5 月分だった引き上げ分を平成 3 1 年 6 月期、1 2 月期に振り分けるための改正でございます。

6 月期の支給率 1 0 0 分の 2 1 2. 5 及び 1 2 月期の支給率 1 0 0 分の 2 3 2. 5 をともに支給率 1 0 0 分の 2 2 2. 5 に改定いたします。

この期末手当の支給率の改定は平成 3 1 年 4 月 1 日以降に適用されるものでございます。議案書にお戻りください。

附則についてですが、この一部改正条例の適用期日に関する規定でございます。この一部改正条例を公布の日から施行いたしまして、一部改正条例第 1 条の改正による期末手当の支給率を平成 3 0 年 1 2 月期に適用いたします。そして、第 2 条による期末手当の支給

率の改正を平成３１年４月１日から適用します。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第６２号は、吉岡町議会会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第６２号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第６２号は原案のとおり可決されました。

日程第１０ 議案第６３号 平成３０年度吉岡町一般会計補正予算（第３号）

議長（馬場周二君） 日程第１０、議案第６３号 平成３０年度吉岡町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第６３号 平成３０年度吉岡町一般会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、人事院勧告等に基づく給与改定に係る議案第６０号から議案第６２号のそれぞれの条例の一部を改正する条例に関連する補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４２４万３，０００円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ75億3,098万4,000円とするものであります。

詳細につきましては財務課長に説明させていただきますので、審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第63号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）、1ページをごらんください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、これにつきましては、2ページから6ページとなります。

それでは、まず3ページの下段をごらんください。

歳入でございますが、18款繰入金2項基金繰入金で、財政調整基金からの繰り入れを424万3,000円追加いたします。

これにより財政調整基金からの繰入額は7億6,384万4,000円となり、財政調整基金の残高見込額は予算額ベースで16億4,207万1,000円となります。

次に歳出ですが、5ページをごらんいただきたいと思います。

上から、1款議会費では28万4,000円の追加、2款総務費では164万6,000円の追加、3款民生費では46万円の追加、4款衛生費では41万8,000円の追加、6款農林水産業費では34万7,000円の追加、7款商工費では6万8,000円の追加、8款土木費では50万6,000円の追加、次のページにいきまして10款教育費では51万4,000円の追加となり、歳出合計では424万3,000円を追加させていただくものです。なお、内容は全て人事院勧告等に基づく特別職並びに一般職等の給与の改定によるものとなっております。

また、7ページから21ページの事項別明細書での説明は、ここでは省略させていただきます。

議案書最後の22ページから24ページにつきましては、給与費明細書となっております。

なお、今回、参考資料といたしまして、A4縦9ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第63号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第64号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（馬場周二君） 日程第11、議案第64号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第64号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,820万4,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書7ページ、事項別明細書をごらんください。

歳出であります。第1款下水道費1項1目総務管理費8万1,000の追加。第3目建設費3万7,000円の追加。ともに給与改定に伴う人件費の補正で、歳入歳出それぞれ11万8,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認め、よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第64号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第65号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（馬場周二君） 日程第12、議案第65号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第65号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,777万8,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書7ページ、事項別明細書をお願いいたします。

歳出であります、第1款農業集落排水事業費1項1目総務管理費7万5,000円の追加。給与改定に伴う人件費の補正で、歳入歳出それぞれ7万5,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第65号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第66号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（馬場周二君） 日程第13、議案第66号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第66号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

給与改定に伴う補正となります。収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用第1項営業費用15万5,000円の追加。

次に、資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出第1項建設改良費3万3,000円の追加をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書9ページ、補正予算明細書をお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、第1款水道事業費用1項1目配水及び給水費6万1,000円の追加。2目総係費9万4,000円の追加。ともに給与改定に伴う合計15万5,000円の追加補正で、水道事業費用を4億306万6,000円をお願いをするものでございます。

続いて、議案書10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出1項1目配水設備工事費で3万3,000円の追加。これも給与改定に伴う追加補正で、資本的支出を2億8,134万1,000円をお願いをするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第66号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成30年第2回臨時会の日程は全て終了しました。

町長挨拶

議 長（馬場周二君） 閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言、挨拶を申し上げます。

本日は、議案11件を上程させていただきましたが、可決、承認をいただきまして、大変ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

ことは、暑かった夏がやっと終わったと思いましたが、まだまだ暑い日が続くなんていう気象情報がありますが、日を重ねるごとに寒くなってきているのかなというようにも思っております。

また、来週早々には12月定例会のお世話になりますが、議員皆様方におかれましては、健康には十二分にご自愛いただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただければありがたいと思っております。

本当に大変ありがとうございました。お世話になりました。

閉 会

議 長（馬場周二君） 以上をもちまして、平成30年第2回吉岡町議会臨時会を閉会します。

午前10時22分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議員 大 林 裕 子

吉岡町議会議員 金 谷 康 弘